

各道県条例制定内容

参考資料

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める</li> <li>・道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする</li> <li>・道の施策の基本となる事項を定める</li> <li>・犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図る</li> <li>・犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める</li> <li>・県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする</li> <li>・犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定める</li> <li>・犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図る</li> <li>・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。</li> </ul>	<p>(前置きあり)この条例は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えることが重要であることに鑑み…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める</li> <li>・県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにする</li> <li>・県が実施する施策の基本となる事項を定める</li> <li>・犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進する</li> <li>・犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める</li> <li>・県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにする</li> <li>・犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める</li> <li>・犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図る</li> <li>・誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</li> </ul>	
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次的被害</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・犯罪被害者等支援</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・事業者</li> <li>・二次的被害</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・二次的被害</li> <li>・民間支援団体</li> </ul>
基本理念	<p>全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、道、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。</p>	<p>全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることのないよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町村および県民等(県民、事業者および民間支援団体その他の関係者をいう。以下同じ。)が相互に連携し、および協力すること。</p> <p>(4) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。</p>	<p>(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることのないよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町村および県民等(県民、事業者および民間支援団体その他の関係者をいう。以下同じ。)が相互に連携し、および協力すること。</p> <p>(4) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供すること。</p>	<p>犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。</p>	<p>犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。</p>

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
県の責務	道は、前条に規定する基本理念(次条から第7条までにおいて「基本理念」という。)にのつとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村その他の関係機関及び民間支援団体その他の関係する者(以下「関係機関等」という。)と相互に連携を図るものとする。	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。 2 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町村および県民等と連携し、および協力とともに、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 3 県は、犯罪被害者等支援において市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言または連絡調整を行うものとする。	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する
県民の責務	道民は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	県民は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉または生活の平穀を害すことのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	県民は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。	県民は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
事業者の責務	事業者は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。	事業者は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。	事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすること等がないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	1 事業者は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。 2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。	事業者は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
市町村の役割				市町村は、基本理念にのつとり、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。	市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力をを行うものとする。

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
民間支援団体の責務	民間支援団体は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	民間支援団体は、基本理念にのっとり、その有する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識又は経験を生かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
連携体制の整備					県は、国、市町村、民間支援団体その他他の犯罪被害者等の支援に関するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。
総合的支援体制の整備			県は、国、市町および県民等と連携し、および協力して、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の必要な犯罪被害者等支援を一体となって推進するための総合的な支援体制(次項において「総合的支援体制」という。)を整備するものとする。 2 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の特性を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者(以下この項および次条において「関係行政機関等」という。)のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受け取ることができるよう、犯罪被害者等支援コーディネーター(個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者をいう。)の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	1 県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。 2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求める場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。 3 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。	
推進体制の整備	道は、専門的知識又は技能を有する職員の育成及び配置をするよう努めるとともに、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関するものと連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。 2 道は、犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。 3 道は、市町村並びに民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関するもの及び民間支援団体等を組織しようとすることが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	1 県は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう、犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。 2 前項の体制の整備に当たっては、県と民間支援団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体制の充実並びに関係機関等相互間の犯罪被害者等支援に係る情報の共有及び協議の促進その他の関係機関等相互間の連携の強化を図るものとする。			

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
指針・計画等	<p>知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本的な考え方</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。</p>	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>	<p>知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聞くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。</p> <p>(1) 前項第1号の基本方針</p> <p>(2) 前項第2号の具体的な施策のうち、基本的なものに関すること。</p> <p>4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。</p>	<p>知事は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聞くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。</p> <p>(1) 前項第1号の基本方針</p> <p>(2) 前項第2号の具体的な施策のうち、基本的なものに関すること。</p> <p>4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。</p>	<p>県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。</p>
関係者の意見聴取	道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く道民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。		知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ県民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。	知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聞くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。	県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するため必要な措置を講ずるものとする。
財政上の措置	道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、犯罪被害者等の支援を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
実施状況の公表	知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。	県は、犯罪被害者等支援に関して講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。		知事は、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。	県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
相談及び情報の提供	道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、総合的な相談窓口の設置、経済的な助成に関する情報その他の必要な情報の提供、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。	1県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。 2 県は、前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。
経済的負担の軽減		県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。		県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定めるところにより、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
日常生活の支援	道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談等心身の状況に応じた保健医療サービスおよび福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようするため、支援計画に定めるところにより、病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようするため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。
心身に受けた影響からの回復		県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談等心身の状況に応じた保健医療サービスおよび福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。	1県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようするため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。 2 前項の場合において、犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所しているときは、当該学校又は施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。 3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
安全の確保	道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法(昭和23年法律第168号)第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法(昭和23年法律第168号)第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。
居住の安定	道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居において特別の配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るために、支援計画に定めるところにより、県営住宅(福岡県営住宅条例(平成9年福岡県条例第69号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供(特別の事情があるときは広域的な提供を含む。)その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、県営住宅(大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成9年大分県条例第27号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
雇用の安定	道は、犯罪被害者等の雇用の安定の重要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。	1 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等に対する就労支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。	1 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、第13条の規定に準じて、事業者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
県民理解の増進	道は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について道民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、広報活動及び啓発活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者が理解を深め、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

	北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
人材の育成	道は、犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るために、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等からの相談の業務その他犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。	県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、支援計画に定めるところにより、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。 2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定める犯罪被害者等支援施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。	1 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るために、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
民間支援団体に対する支援	道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体が行う犯罪被害者等支援に関する事業の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、当該民間支援団体に対し、必要な情報の提供、助成その他の支援を行うことができる。 2 県は、支援従事者がその業務に従事する過程において受ける心理的な負担を軽減することができるよう、支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体の活動の促進を図るために、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、民間支援団体の活動の促進を図るために、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

その他規定内容

北海道	埼玉県	滋賀県	福岡県	大分県
	(市町村の総合的対応窓口の体制の充実) 第21条 県は、市町村が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を行うものとする。	(支援従事者の責務) 第8条 支援従事者(犯罪被害者等からの相談を受ける者その他の犯罪被害者等支援に関連する業務に従事する者をいう。以下同じ。)は、その業務に従事するに当たっては、基本理念にのっとり、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えるおそれがあることを十分理解するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資するよう適切な対応を行わなければならない。	(損害賠償の請求についての援助) 第14条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るために、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。	
		(学校における教育) 第20条 県は、学校において、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。	(保護、捜査、公判等の過程における配慮等) 第24条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとする。	
		(滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会) 第11条 県および関係行政機関等は、犯罪被害者等支援に関し必要な協議および連絡調整を行うため、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会(次項において「協議会」という。)を組織することができる。 2 前項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	(個人情報等の適切な管理) 第25条 知事その他の県の執行機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。	